

No.417

研究所通信



●ホームページアドレス <http://blhrrri.org>

第44回部落解放・人権西日本夏期講座 (6/26~27@高松市) 第50回部落解放・人権夏期講座 (8/21~23@高野山)

多くの方のご参加、ご協力に感謝申し上げます。

高松観光コンベンション・ビューローが歓迎の旗を作成し、会場に飾ってくださいました。うどんマークがついています。

@西日本夏期講座



1日目の体育館は前代表理事の奥田均さんに「部落差別解消推進法を学ぶ」をテーマにご報告いただきました。 @高野山夏期講座

もくじ

理事からのメッセージ/阿久澤麻理子	2	講演会「先住民族と言語」報告	10
第6研究部門「社会保障制度研究会」報告	4	専友学習会「現代の若者が被差別部落で育つということ」	11
第5研究部門「包摂型社会のあり方」調査研究会報告	5	第34回人権啓発研究集会案内	12
第3回モニタリング団体ネットワーク会議	6	集会ふれあい記	13
新刊案内「ネットと差別扇動」	8	リレーエッセイ	14
「ネットと部落差別の現実」全高・全青アンケートより	9	参加者募集 / 事務局便りほか	15

理事からのメッセージ

ネオリベラルな社会における
人権教育・啓発・研修の課題

理事 阿久澤 麻理子



この度、第8回総会において、理事に就任いたしました。2016年の差別解消3法の施行を受けて、部落問題への取組とともに、人権政策の確立に向け、微力ながらも全力で取り組んで参る所存です。なにとぞ皆様からのご指導ご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

さて、私自身は、教育社会学の領域で、「普遍的な人権」の概念や基準が、人権教育(教育・啓発・研修)を通じて、人々にどのように理解・受容(あるいは誤解)されていくのか、またそれによって、マイノリティに対する忌避・排除意識が、どのように変容するのかを研究してきました。後者は、いわば「マジョリティの態度・心理についての研究」と言ってもよいでしょう。そうした観点から、自治体が市民を対象に行う人権意識調査(アンケート)の分析や、最近では、Twitter上の部落差別に関わる言説の分析を行っています。

ところで、人権意識調査では、近年とくに、以前とは明らかに異なる、気がかりな回答傾向が見られるようになってきました。例えば、部落に対する忌避意識には、「家意識」や「非科学的な伝統・慣習への黙従傾向」などばかりでなく、「能力主義」「競争・自己責任志向」等のネオリベラルな価値観も、強い相関を見せるようになってきました。また、アンケートの自由回答欄には「福祉制度が自助努力しない人を甘やかす」とか、「同和や在日の特権廃止」等の書き込みも目立つようになりました。

こうした書き込みは、「現代的レイシズム」(McConahay, 1986; 高, 2015)^注の、「日本バージョン」とも言えるでしょう。「現代的レイシズム」は、マイノリティに対するあからさまな偏見やステレオタイプを表現する「古典的レイシズム」(例えば「〇〇人は能力が低い」など)とは異なり、差別だと断罪しにくい表現をとりつつ、マイノリティへの反感を表明します。アメリカでは、黒人をはじめとするマイノリティに対する、アフーマティブアクション(差別による格差を是正するための特別措置)が進むにつれ顕著になったもので、「マイノリティに対する差別は、既に存在しない」「格差が存在するとすれば、それは差別のせいではなく、マイノリティの努力不足のせいだ」という考えが前提にあり、「マイノリティは差別があると行って抗議し、過剰な要求を行っている」とか、「それによって不当な特権を得ている」という言説を展開します。

マイノリティの差別是正を求める声を、「どうせ特別扱いを要求しているんだろう」と揶揄す

ることは、モラル・ハラスメントです。「現代的レイシズム」の蔓延は、マイノリティがますます声をあげづらく、正当な権利の主張すら抑圧されてしまう社会状況を生み出します。例えば、2017年、車いすユーザーの男性が奄美空港でLCC(格安航空機)に搭乗しようとしたところ、車いす昇降機がなく、また車いすごと担ぎ上げてもらうことも安全上できないと言われ、腕力でタラップを這い上がって搭乗したという事件をご記憶のことと思います。男性は、「障害者差別解消法」に基づいて設置された相談窓口にてこのことを相談したので、男性が受けたのは差別的取り扱いであったことが認定され、その後、会社や空港による対応の是正が進みました。しかしその一方で、声をあげた男性に対しては「プロ市民」「クレーマー」といったバッシングが起り、あつというまにネット炎上が起きました。「合理的配慮」という、法に基づく正当な要望ですら、このようなバッシングを受けたのです。

これまで、マイノリティによる人権運動は、民主主義社会における平等な権利の実現を求め、国や自治体に対して必要な制度を求めてきました。しかしネオリベラルな社会では(福祉国家の時代に膨らんだ財政赤字を解消する、という理由づけで)国家が果たしてきた役割、とりわけ福祉・公共サービスの提供を、市場に代替させようとしています。それゆえ、市場を活性化するため、大規模な規制緩和が行われます。ネオリベラルな社会では、国や自治体を実施するマイノリティ施策や、社会的弱者に対する福祉は、市場の自由競争における「不当な介入」とか、「不健康な行政依存を生むもの」として非難の対象となります。かくしてマイノリティによる人権の実現を求める声が、バッシングの対象となる土壌が生まれるのです。

それどころか最近では、「マイノリティは国や自治体に要求するばかりでなく、もつと自分の“マイノリティ性”を強みにして、市場に参入していくべきだ」という考え方で生まれてきました。「先住民の文化をブランド化し、売りにする」ことで、先住民の文化の保持・発展を実現しよう、という考え方は、その一例です。これは「ネオリベラル多文化主義」と呼ばれており、マイノリティ性やダイバーシティは、市場の「売り」とみなされるのです。

今回、このようなことを書いたのは、人権や差別を語る社会的文脈が、このように変化しつつあることを踏まえ、人権教育が構想、実施されなければならないと考えるからです。冒頭で、私の研究領域は「マジョリティの態度・心理についての研究」だと記しましたが、マジョリティの意識と行動を変えるための人権教育は、このような「ねじれた」社会の文脈にも向き合っていかなければならないからです。このことを皆様と一緒に、ぜひ考えて参りたいと思います。

【注】 McConahay, J.B (1986) Modern Racism, Ambivalence, and the Modern Racism Scale. Orlando, FL: Academic Press.

高史明(2015)『レイシズムを解剖する: 在日コリアンへの偏見とインターネット』勁草書房

第6研究部門「社会保障制度研究会」からの報告

「地域共生社会」（制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会）の実現へ2017年に社会福祉法が改正された。「地域生活課題」（部落差別を含む）を発見し「地域住民等」（隣保館を含む）が関係機関と連携し解決にあたることになった。そのための地域における体制の整備とそれを支援する体制の整備が進められている。改正にあたり附則において「法律の公布後3年を目処とし、2つの体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」旨が規定された。

全国隣保館連絡協議会等と研究所は、社会福祉法改正をはじめとする社会保障制度の大改革と部落差別解消推進法をはじめとする差別解消の法制度の整備の「交差点」こそが隣保館だととらえ、隣保館を核とした「新しい地域福祉」と「新しい差別解消」の取り組みをいかにすすめていくのかを明らかにするため「社会保障制度研究会」を立ち上げ調査研究をすすめてきた。



9月11日、厚労省ヒアリングの様子

今回の研究会は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（宮本太郎座長）が7月19日に公表した「中間とりまとめ」について厚生労働省から説明を受け、隣保館活動にどう役立て活用していけるのかを検討することを目的として開催された。

尾辻かな子衆議院議員（厚生労働委員会委員）を窓口で厚生労働省社会援護局関係課から説明を受けた。「介護インセンティブ交付金」の活用、「地域力強化推進事業」「包括的支援体制構築事業」の活用、検討が進められている「新交付金」など社会保障制度改革に隣保館をどう位置づけ、活用していくべきか意見交換を行った。

(谷川 雅彦)

第5研究部門「包摂型社会のあり方」調査研究会の報告 香川県隣保館連絡協議会を訪問して

10月1日に、第五研究部門「包摂型社会のあり方」調査研究会の調査の一環として、研究会代表の福原宏幸さん（大阪市立大学教授）と当所の谷川（代表理事）・棚田（事務局長）の3名で、香川県隣保館連絡協議会と県内の隣保館2館を訪問し、関係者の皆様にお話をうかがいました。

香川県隣保館連絡協議会では、隣保館に対するニーズと各世帯の生活上の課題を把握することをおして「今後の隣保事業のあり方」を検討するために、2009年に「隣保館利用状況調査」が実施されました。その結果のひとつに、「あなたやあなたの家族が受けたいと思う保健・福祉サービス」として「気軽に集える場所づくり」のニーズが高いことがわかりました。このことを受けて、2011年度より100円モーニングの取組が始まりました。

午前中に訪問した隣保館は、最初期に100円モーニングの取組を始めた館です。「高齢者ふれあい喫茶」という名称で毎月2回、午前中に開催されています。私たちが訪問した日は、10人ほどの高齢者が参加されていました。参加者には軽食（トースト、コーヒー、ゆで玉子、バナナ、柿、茶菓子）が用意され、それらを飲食しながら、カラオケに興じておられました。対象は65歳以上ですが、実際の参加者のほとんどが80歳前後で独居の方々だそうです。そのため、軽食には「ちょっとしたこと」ですが、一人ではなかなか食さない季節の果物（訪問日でいうと「柿」）をつけている、とのことでした。また、参加している方の中には、自身の住んでいるところ（同和地区）をたずねられることに対する不安があるため、一般のデイケアサービス等の利用はためらうが、ここ（隣保館）だと安心して参加できるという声もあるそうです。

こうした100円モーニングの取組は、県隣協主催の研修や交流会などの場をおして、その成果が共有され、それぞれの地域事情に応じて開催方法や開催回数、メニューなどを工夫して展開されており、現在では県内28館のうち20館で実施されています。100円モーニングの取組は、高齢者の居場所づくりになっているのみならず、隣保館職員が地域住民と顔見知りになり、生活での困りごと等を発見する機会にもなっています。

「隣保館利用状況調査」はその後2014年、2019年と継続して実施されています。聞き取りをした隣保館職員の方の「隣保館はやろうと思えば何でもできる」という力強いことばのとおり、そのときどきの利用者の状況やニーズに応じて、隣保館のあり方が常に検討され続けていることを実感しました。

(棚田 洋平)

報告 第3回モニタリング団体ネットワーク会議

9月4日(水)、HRCビル4階にて、第3回モニタリング団体ネットワーク会議を開催した。全国各地から100人を超える参加がある中、3本の報告とモニタリングを実施している団体の情報交換を行った。

報告1では、「ネット上の部落差別の現実と内外の動向」について、当研究所理事で第6研究部門長の北口末広が報告。2000年には世界人口の10%しかネットに繋がっていないのが、2018年には約半数の人々がネットに繋がっており、ネットを通じてさまざまな情報が収集され、それがターゲット広告などによって特定の思想を持つ人は、ますますその思想を強める傾向が出てきている。そのことは、人権や民主主義に絶大な悪影響を与え、さらにフェイクニュースが氾濫していることにより、ますます深刻になってきている。

それら個人情報の収集と分析は、SNSユーザーそれぞれの人権意識や差別意識の傾向をある程度、予想することができる。例えば、ボット(自動投稿プログラム)を使い、差別的な傾向にあるユーザーをターゲットにした人権啓発を可能にしている。

昨今のネット上における差別は、差別扇動を含む過激な内容が見られ、差別意識が電子空間で強化・増幅され、差別行為のハードルが低くなってきている。しかし、こ

れほど深刻化しているにも関わらず、差別事件として取り扱われることが少ない。

これらネット上で起きている差別の差別性や問題点については、①差別撤廃に最も重大な悪影響を及ぼしているにも関わらず、対処することが容易ではない、②予防や再発防止が困難、③差別事件の規模が桁違いに大きい、④差別事件が持続しているなどがあげられた。

課題としては、①実社会に根ざす厳しい差別意識の存在、②事実上の差別放置状態、③フェイクが飛躍的に増加、④リテラシー教育が不十分、⑤「全国部落調査」の差別への二次利用、⑥国や地方公共団体の取組の弱さ、⑦差別禁止法などの法の不備などがあげられるとし、これら課題を克服するための政策を具体化する必要性などを報告した。

報告2では、「全国モニタリング実施状況と削除状況調査」について、理事の川口泰司が報告。全国で広がりを見せているモニタリングは、自治体主導型や民間委託型、都府県と市町が連携し取り組まれている。取組内容は、差別投稿の発見、削除依頼や要請、通報、モニタリング実施者養成講座の開催などがある。

全国人権同和行政促進協議会(以下「全人同協」という)では、ネット上の差別表現の流布事案に関する対応として、通報

を受けた場合、全人同協会員で対応方針を決め、法務局への要請やプロバイダや管理者への削除依頼を実施している。この他、ネット上の差別投稿のモニタリングや削除依頼の実施状況等についてのアンケート調査を実施する旨を説明し、協力を依頼した。

報告3では、「量的調査の分析結果とモニタリング実演」について、理事の松村元樹が報告。Yahoo!ニュースが昨年12月に報じた「AbemaTIMES」へのコメントを分析した結果、偏見や同和利権、逆差別や寝た子を起すなどというようなコメントへの肯定的評価が高く、コメントを見ている利用者也偏見等の意識をもっていることも明らかになった。その後、電子掲示板や動画サイトなどのモニタリング方法と通報方法についてレクチャーした。

情報交換では、兵庫県尼崎、新潟、埼玉、東京、滋賀から取組報告があった。モニタリングで発見した差別投稿の分類などの取扱い、自治体にモニタリングを広げ



報告をする松村理事

てきた経緯、法務局との定期的な協議を通じた積極的な取組要請や課題などが挙げられた。理事の阿久澤麻理子からは、法務省の依命通知の活用と課題についての見解と、今回実施するアンケートの被害実態の集積に力を入れてほしいことを要請した。

代表理事の谷川雅彦からは、依命通知により、部落の地名をネット上に掲載してはいけないとなったが、では何が掲載してはいけない地名なのかを最終的に判断するのが法務省・局であることは不安が残ること、法務省・局のその時々担当者の配慮によって差別対象の是非を判断される状況になってはならないこと、依命通知の内容と実態調査との整合性が必要であることが述べられた。

最後に、北口理事から、依命通知にある注釈の解説があり、民法709・710条について、一般的要件というものがあり、①権利侵害・違法性、②損害、③故意か過失か、④因果関係というものがあるが、この「違法性」は該当しないというのが法務省の考え方であると説明。また、立法事実とは、法律が必要であるという事実、法律を改正すべき事実を言い、相談と調査などによって集積することができ、モニタリングは調査としての側面を持っているため、立法事実を積み上げていることを自覚し取り組んでほしいと訴えた。

(松村 元樹(「ネットと部落差別」研究会事務局))

ネットと差別扇動

フェイク/ヘイト/部落差別

もくじ

「部落差別解消推進法」施行と意義
巨大プラットフォーム事業者「GAF A」とヘイトスピーチ
ネットの普及で顕在化する「晒し差別」の実態
鳥取ルーフ・示現舎の部落差別
「メディア・リテラシー」ではヘイトは防げない
差別の被害者救済をどう実現するか
ヘイト・フェイク情報の法的規制を考える
ドイツ「ネット執行法」を事例として



子価 1400円+税
四六判 並製 168頁 (予定)
ISBN978-4-7592-1103-0 C0036

社会
人権/差別

—著者紹介—

- 川口泰司
1978年愛媛県宇和島市の被差別部落に生まれる
山口県人権啓発センター事務局長
- 津田大介
1973年東京生まれ。ジャーナリスト。メディア・アクティビスト
ポリタス編集長。早稲田大学文学学術院教授
- 荻上チキ
1981年生まれ。元「シノドス」編集長。NPO法人ストップいじめ！
ナビ代表理事。ラジオ番組「荻上チキ・Session-22」(TBSラジオ)パーソナリティ
- 谷口真由美
1975年大阪生まれ。法学者。大阪大学非常勤講師。全日本おばちゃん党代表代行

(株)解放出版社 ●大阪本社(営業/田中) 552-0001 大阪府大阪市港区波除4-1-37 tel 06-6581-8542 / fax 06-6581-8552
●東京事務所(営業/木下) 113-0033 東京都文京区本郷1-28-36 風明セル102A tel 03-5213-4771 / fax 03-5213-4777

昨年12月に開催した「ネットと部落差別研究集会」の
シンポジウム(研究所通信414号に掲載)の内容が本になりました!
多くの方に読んでいただきたい内容です。

ネット上には、部落差別や在日コリアン差別をはじめとした、
マイノリティに対する差別に満ちたヘイトが溢れている。
本書では、「ネット版部落地名総鑑」事件をはじめとした具体的な事例をもとに、
「ネット差別」II「晒し差別」の現状を明らかにする。
また、そうしたネット差別によって被害にあったときの対処の方法や
闘い方などを提起する。

インターネットと部落差別の現実 ～全高・全青アンケート結果より～

「ネットと部落差別」研究会では、2018年8月に開催された部落解放第50回全国高校生集会・部落解放第62回全国青年集会にて「インターネットと部落差別に関するアンケート」を実施した(詳細は『部落解放研究』211号(2019年11月刊行)、掲載の内田龍史論文を参照)。結果はあくまでも昨年の集会参加者の回答であり、部落青年の一般的な傾向を表すものではないが、ネット時代における部落差別の現実が明らかとなった。(全460票、10代が半数、20～40代が半数。部落出身の自覚者が約半数、部落出身者以外が約半数)

◆ネット上の部落差別情報を約半数が閲覧経験、相談体制の課題

ネット上の部落差別情報の閲覧経験は約半数であり、その時の気持ちとしては、怒り(71.1%)、悲しみ(45.8%)、恐怖(25.8%)、不安(23.7%)などである(複数回答)。閲覧後、約半数(46.3%)が「何もしなかった」、閲覧後の「相談先」としては解放同盟や活動家・青年部が22.6%、隣保館が11.1%。県・市区町村は5.3%、法務局・人権擁護委員1.6%であった。

◆ネット版「部落地名総鑑」への不安・被害

ネット上に「部落地名総鑑」が掲載されていること自体が当事者に心理的被害を与えている。「結婚や交際への不安・心配」51.4%、「就職・バイトでの就職差別への不安・心配」34.1%、「友人・知人に部落出身である事が知られないか不安」15.9%であった(部落出身の自覚者を抽出)。

実際に17人(3.7%)の高校生・青年たちが被害を受けていた。「『部落探訪』で公開された画像に友人の家と車のナンバープレートが見える形で掲載されていた」、「交際時や結婚時に交際相手の親から差別を受けた」、「差別ハガキ・差別手紙が届いた」、「差別発言を受けた」など、ネット版「部落地名総鑑」が公開されることで深刻な差別被害が生じている。

◆5割もの若者が部落差別を経験

被差別経験の有無として、部落出身者(自覚あり)209人のうち145人(47%)が「差別を受けたことがある」と回答。具体的には「面と向かって差別発言」39人(18.8%)、「かげ口」28人(13.5%)、「結婚差別」23人(11.1%)、「就職差別」8人(3.8%)、「友人・知人に交際拒否」16人(7.7%)、「ネットで差別を受けた」8人(3.8%)などである。

ネット時代における部落差別の現実を踏まえ、部落差別解消に向けた政策提案を引き続きおこなっていきたい。

川口 泰司(「ネットと部落差別」研究会事務局)

先住民族の言語は人権 — 講演会「先住民族と言語」より

2019年は国際先住民族の言語年。先住民族の言語への関心を高め、保護と継承に取り組む年です。2019年9月10日、大阪大学にて国際公共政策研究科・村上正直研究室とIMADRの共催で、講演会「先住民族と言語」が開催されました。

まずアレクセイ・ツィカレフさん（元国連先住民族の権利に関する専門家機構（EMRIP）委員、先住民族と民主主義支援センター（ヤングカレリア）議長）が、「先住民族の言語の権利と国連の取り組み」を報告されました。2007年に「先住民族の権利宣言」が国連で採択され、宣言を具体化するために国連に創設されたEMRIPは、先住民族の言語に関する調査を行い、多くの先住民の言語が継承の危機的状況にあること、その原因はグローバリゼーションだけではなく、植民地政策と先住民族に対する同化政策の後遺症であることを明らかにしました。歴史的な抑圧を経て、先住民族コミュニティと国家が和解するには、双方が真実を認識し、民族的アイデンティティである言語の保護・継承に取り組む必要があることを提唱しています。

また、ツィカレフさんご自身が、ロシア北西部・カレリア共和国の先住民族として、カレリア語のみで子どもたちへ教育する「言葉の巣（language nest）」の取り

組みについても報告され、先住民族言語を文化として捉えるだけではなく、人権として捉える必要性を述べられました。

次に、仲田幸司えんりけさん（大阪大学大学院人間科学研究科）はうちなーぐちで「琉球諸言語の継承とその難しさ」について語られました。公的な場での使用が禁止されてきた結果、このままでは消滅の危機にあるうちなーぐちで講演することで、その使用領域を拡げ、参加者とうちなーぐちをつなぎたいということでした。そのため、英語と日本語の訳が配布されました。

琉球併合後、禁止されたうちなーぐちは1972年の「祖国復帰」後も「内地で差別されないために」学校教育を通して禁止され、結果として若者はうちなーぐちを理解できない状況になってしまったこと、そんなうちなーんちゅの故郷への愛、文化を継承できない哀しみ、ノスタルジーが描かれたBIGINの「島人ぬ宝」が人びとの心を掴んでいること、うちなーぐちを学べない理由に市場経済が関わっていることなどを報告されました。

共通語としてのうちなーぐちを最低保障していくために、「学校教育で奪ってきたものは学校教育の場で返していくことが必要だ」というメッセージが強く印象に残りました。（今井 貴美江）

専友学習会：「現代の若者が被差別部落で育つということ」

9月5日、HRC専従者友の会の主催で、「現代の若者が被差別部落で育つということ」というテーマのもと、学習会が開催されました。

部落解放同盟大阪府連合会の青年部並びに若者である出身者の3人の方より、ご自身の自分史を通じて、「部落との出会い」「部落差別との出会い」「地域での取り組み」などについてご報告していただきました。

はじめに3人の方からそれぞれご自身の生まれ育った地域について「コミュニティが強く、すぐに声をかけてくれる」「団地が多く流入が多い」「土地が低くかつては水害が多かった」といった歴史や特徴をご紹介されました。

また、「地域の外で遊んでいたら、部落の子はここで遊ぶな、と言われた」「中学の先輩が、私を部落出身者とは知らずに差別発言をした」「高校の自己紹介の時に、出身校を言ったら、地域のことを悪くいわれた」という、差別にあった時にとってもつらい思いをしたこと、その時に、親身になって話を聞いてくれた先生、部落出身者であることを伝えたとき「そうやったんや、言ってくれてありがとう」と一緒になって考えてくれた友人、先輩がいてくれたことが、いまの活動にもつながっていることをお話いただきました。

また、報告された皆さんが、他の被差別マイノリティのことを知ることから「部落差別では私はマジョリティだけど、他の人権問題からすると、私がマジョリティの側になってしまうことの方が多い」といった気づきがあったこと、青年部に入り、他の地域の青年との交流を通じて、他の地域の実情や部落に対する様々な向き合い方、考え方があることに、とても驚いた、と語られていたことが心に残りました。

これから取り組んでいきたいことについて「地域に相談できる場所、悩んでいる人、困っている人が安心できる居場所をつくっていききたい」「みんなが自分たちの地元を、誇りを持って語れるようなそんなまちにしていきたい」「ここで働いているからこそ知ることのできたことについて、若い人にもっと伝えていきたい」とみなさんの思いを述べていただきました。

最後の質疑応答では、会場の参加者から多くの質問が寄せられ、例えば「将来、こどもにどのようにアイデンティティをつたえますか」という質問に対して「生活のなかで人権の考え方、土台をしっかりとつくっていくことから始めたい」「いざ差別を受けたとき、話してくれるように、普段から伝えていきたい」など、一つ一つの質問に、真摯にお答えされている姿がとても印象的でした。

（佐藤 晃司）

第34回人権啓発研究集会のご案内

- 日時 2020年2月26日(水)、27日(木)
- 会場 沖縄コンベンションセンター (〒901-2224 沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1)
琉球新報ホール (〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目10)
- 参加費 6,000円(参加・資料代、税込)
- 主催 第34回人権啓発研究集会実行委員会
- お問い合わせ先 (一社) 部落解放・人権研究所 TEL.06-6581-8572 FAX.06-6581-8540
*詳細は部落解放・人権研究所ウェブサイト(http://www.blhrii.org/index_top.php)をご覧ください。

●全体会 2月26日(水) 13:00~17:00 沖縄コンベンションセンター「劇場ホール」

開会行事

- 講演① 「構造的差別と沖縄の基地」 島袋 純 (琉球大学教授)
- 講演② 「沖縄の若者たちの生活—ふたつの社会調査から」 上間 陽子 (琉球大学教授)

●分科会 2月27日(木) 9:00~14:45

- I 会場：沖縄コンベンションセンター「劇場ホール」 定員：1,700名
「ネット右翼・排外主義者とどう対峙するか」 樋口 直人 (徳島大学准教授)
「ネット上の差別とどう闘うか」 津田 大介 (ジャーナリスト/メディア・アクティビスト)
「医学部入試差別にみる日本の女性差別の現状とダイバーシティの国際基準」
板倉 由実 (弁護士/医学部入試における女性差別対策弁護士)
- II 会場：沖縄コンベンションセンター「会議棟A1」 定員：500名
「インクルーシブ社会をめざすインクルーシブ教育」
長位 鈴子 (NPO法人沖縄県自立生活センター・イルカ代表)
「LGBT・SOGI差別禁止に向けた近年の動向と取り組み」
神谷 悠一 (LGBT法連合会事務局長)
「ハンセン病当事者が語る」 金城 雅春 (沖縄愛楽園自治会会長)
- III 会場：琉球新報ホール 定員：600名
「部落差別入門～部落差別解消推進法施行3年」 奥田 均 (近畿大学人権問題研究所教授)
「今に残る私宅監置跡」 高橋 年男 (公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会 事務局長)
「SDGsから考える人権」 谷口真由美 (一般社団法人部落解放・人権研究所 第2研究部門長)

●フィールドワークコース (事前申込制(11/18~12/26)、先着順 参加費別途5,000円)

- ①「辺野古・大浦湾コース ～基地問題から沖縄差別を考える～」 【定員40名】
- ②「沖縄愛楽園コース ～沖縄のハンセン病から学ぶ～」 【定員40名】

フィールドワーク申込先：(株)日本旅行 関西法人営業部 第34回人権啓発研究集会係

*申込方法については研究所HP掲載の「宿泊・シャトルバス・フィールドワーク」お申し込みのご案内をご参照ください。

であいっながら 集会ふれあい記 第13回 夏期講座50年編

今年の部落解放・人権夏期講座は、第50回目の節目を迎えました。8月下旬の3日間、高野山大学に約1,300人の方が集いました。

今では夏期講座といえば高野山を連想する方も多いのではと思いますが、第1回は当研究所が設立された2年後の1970年に大阪市内で開催され、翌年の第2回から高野山に場所を移しています。

今回、第50回を迎えるにあたって、朝日新聞社の方から取材の申し入れをいただきました。ご自身も数年前に参加した経験があり、何よりもこの講座が50年も取り組まれていることを評価いただいたのことでした。

資料を提供しようと、雑誌『部落解放』に掲載されている過去の講座の報告書を読みました。写真も掲載されており、ほぼ半世紀前の様子が伝わってきました。お寺の畳の部屋も含めて10ヶ所もの会場で分科会が行われ、夜8時を超えても議論をしていた時代もありました。

運良く、第1回から講座の企画をされていた当研究所の名誉理事、友永健三さんに当時のお話を聞くこともできました。現場にいた方のお話は貴重なものでした。

友永さんによると、第2回の開催を検討する際に、大阪よりも涼しく、大規模な宿泊研修が可能という(意外と単純な)理由で高野山が選ばれたとのこと。初期の主な参加者は、部落解放運動の高揚を背景に、自治体、教育・保育団体、労働組合、部落解放同盟からの参加者でした。1975年に部落地名総鑑事件が発覚し、企業からの参加が増加します。もっとも多い時で、講座には約2,560人(1991年、第22回)が参加しています。

参加者や人権状況の変化とともに講座のテーマも変化してきました。例えば70年代の国際人権規約の批准運動などを背景に、国際的な人権課題のテーマも加わりました。多様なテーマ設定は現在にもつながっています。

友永さんによると、開講当初、研究所の職員が少なかったため、大学の部落解放研究会の学生に運営を手伝ってもらっていたそうです。

50年の間に講座に参加された方々、講師を務めた方々、現地の高野山真言宗、高野山大学、高野山宿坊協会、高野町の方々をはじめ、企業、自治体、教育、宗教団体等、実行委員会を構成する団体の方々、さらには、講座の事務局を担ってきた研究所の職員や学生など、多くの人々の関わりと支えのもとで、夏期講座は50年の歩みを続けてきました。台風に見舞われながらも、中止されたこともなかったようです。

夏期講座の歴史を垣間見て、たくさんの方々の関わりを想像する機会となりました。

(K)



生活に密着したフィンランドのアート作品

肌寒さを感じ始めるこの季節、あたたかみのある北欧のインテリアが気になってくる。雑誌などで実例写真をみていると、壁紙を華やかな色みのものにしたリ、間接照明やファブリックなどで部屋の中を明るい雰囲気にするアイデアがたくさんあり、興味深い。

フィンランドのテキスタイルブランド「marimekko(マリメッコ)」は、日本でも人気だ。店舗では大胆な図案の明るい色彩の布や生活用品が販売されている。布地の用途はさまざまでカーテンやクッションカバーのほか、キャンバスに布地を張って壁にかけると、絵画のように楽しめて、生活空間の中で気軽にアートを取り込める。

先日、大阪市の東洋陶磁美術館の特別展「フィンランドの陶芸・マリメッコスピリッツ」に出かけた(10月で終了)。マリメッコは1951年にアルミ・ラティア(1912~1979)により創業され、アルミは花柄に対してこのような思いを抱いていた「ファブリックに関してはバラやその他の花をプリントしてはならない。花はそのまま十分美しく、装飾モチーフとしての花は同等の価値を持ちえないから」(『マイヤ・イソラ』パイインターナショナル)。しかし、デザイナーのマイヤ・イソラ(1927~2001)は、決まりや制限

を嫌い、自由にモチーフを選んでいった。その結果、反対していたアルミも考えを変えていき、60年代半ばにはUnikko(ウニッコ=ケシの花)という作品が発表された。これはいまも圧倒的な人気をほこっている花柄だ。その後もマイヤによって独創的なデザインが生み出されブランドのイメージを確立していった。

マリメッコでは、マイヤの後に続くデザイナーたちの作品も定期的に発表している。会場ではデザイナーの創作風景も映像で紹介し、自分の世界観を追求していく様子を伝えていた。

展示会場の陶芸品は、フィンランド工芸の著名なコレクターの所蔵作品が130点ほどで、1900年代前半から半ばまでに作られた作品が中心だが、この時代のもので女性作家による作品が数多くあった。時代をこえて人気のあるフィンランドの陶器のなかには日本でも購入できるものもあり、私も食器を愛用している。

ものの誕生のストーリーを知ること、それまでと違った角度からそのものへの愛着が湧いてくる。消費のあり方を見直すべき時代のいま、ものが生まれる背景の事情を伝えることは、これからもっと重要になってくるのかな、と思う。

参加者募集!!

2019.11~12 研究所カレンダー

- 11/9 AIAIフェスタ @波除小学校第2・3グラウンド
- 11/19 第420回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5Fホール
「被差別部落に対する差別講演事件の検証と今後の課題」
吉村憲昭さん(部落解放同盟大阪府連合会執行委員)
- 11/27 第40回人権・同和問題企業啓発講座 第2部 @クレオ大阪中央
- 12/4 世界人権宣言71周年記念大阪集会 @東成区民センター
「メディアは差別問題をどう伝えるか」
鎮目博道さん(映像ディレクター・演出・ライター)
「取材する側、される側が一緒に作った『LGBT報道ガイドライン』」
藤沢美由紀さん(毎日新聞記者)
- 12/14 第6研究部門(部落差別の調査研究)公開研究会 @HRCビル5階ホール
「部落差別解消条例」研究・交流集会
報告 「自治体における部落差別解消条例の成立の背景と運用状況」
国立市、尼崎市ほか
基調講演 「自治体条例における差別規制の論点と課題」
師岡康子さん(弁護士)

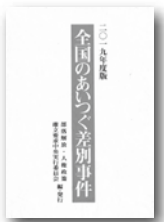
新刊案内

2019年度版が発行されました! 「全国のあいつぐ差別事件 二〇一九年度版」

二〇一八年度に各地で発生もしくは報告された差別事件のなかから典型的と思われる事例を紹介、分析。

部落解放・人権政策確立要求実行委員会 編・出版
定価2,000円+税 199頁 ISBN 978-4-7592-1479-6

(株)解放出版社 TEL06-6581-8542 FAX06-6581-8552



事務局便り

隠れ家での生活と収容所での日々を強いられたアンネ・フランクとゆかりのある、資料館を併設した教会が阪急・甲陽園駅

から徒歩10分の所にあります。ここ、アンネのバラの教会では『アンネ・フランクの形見』というバラが咲き誇る5月中旬に、毎年特別展示が行われています。数年前、昼に見学と講義、夜に振り返りながら飲みました。『あたりまえ』と思っている平和と自由を実感しながら、あらためて考え、思いをいたす一日でした。(KH)

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加して下さる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会員」 年会費 10,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回

「B 会員」 年会費 7,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

「学生会員」 年会費 3,500 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

また、研究活動を支えて下さる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』、『全国のあいつく差別事件』他



研究所通信 417号 2019年11月1日 (奇数月1日発行)

発行所 (一社) 部落解放・人権研究所

編集発行人 谷川 雅彦

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL (総務部) 06-6581-8530

(調査・研究部) 06-6581-8572

(啓発企画部) 06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://blhri.org>

定価 100円 (送料込: 会員は会費に含む)

振替口座 大阪 00910-7-96112